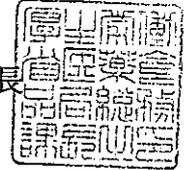


薬食総発0910第1号
平成22年9月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



向精神薬等の処方せん確認の徹底等について

先般、「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」(平成22年6月24日付け障精発0624第1号)により、向精神薬その他の精神疾患の治療薬(以下、「向精神薬等」という。)の処方の際の配慮について、別添1のとおり通知されたところです。昨日、厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチームにおいて有識者からヒアリングによる実態把握等が行われ、今後取り組むべき対策等について「過量服薬への取組—薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて—」が、別添2のとおりまとめられ、「向精神薬等の過量服薬への取組について」(平成22年9月10日付け障精発0910第1号)が、別添3のとおり通知されました。

貴職におかれては、別添1から3までの内容を御了知の上、適切な服薬指導等の徹底及び向精神薬等の処方せん確認に係る疑義照会等が行われるよう、貴都道府県下の医療機関及び薬局に対して周知徹底するとともに、関係団体等との協力の下、研修の機会が薬剤師に提供されるようご配慮方お願い申し上げます。

山 梨 県
衛生薬務課
22.9.14
衛薬第号